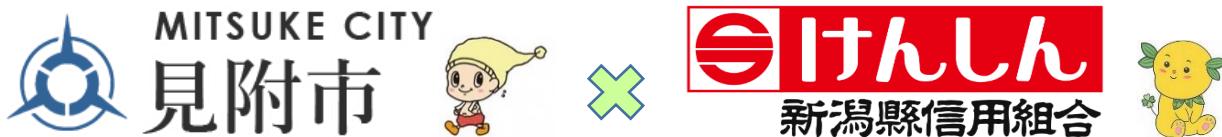


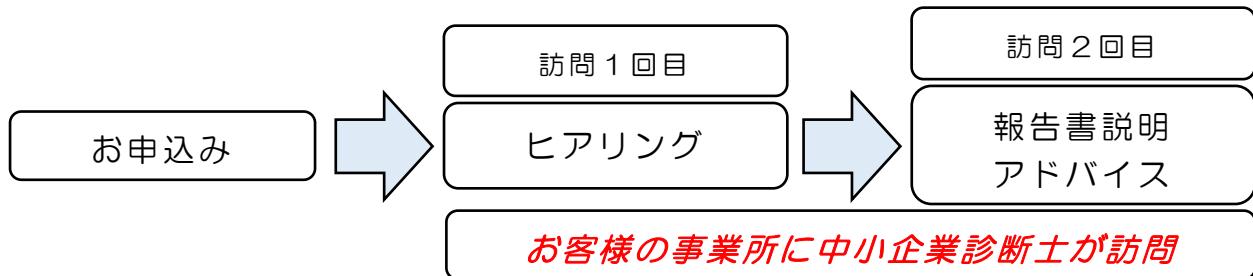
けんしんビジネスパートナーシップ

KBP



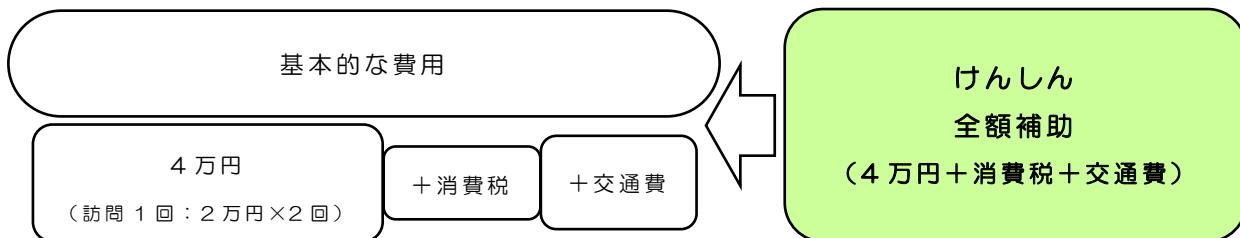
見附市と新潟県信用組合は、令和3年10月21日締結の包括連携協定に基づき、新たな取組みとして、見附市で事業を創業される方々を対象に、無償で中小企業診断士（外部専門家）による経営相談サービス「けんしんビジネスパートナーシップ」の支援を行います。

►けんしんビジネスパートナーシップ（KBP）とは？



中小企業診断士がお客様の事業所を訪問し、事前にいただいた創業関連の資料（事業計画書・数値計画）、開業後の実績数値、その他情報等、お客様とのヒアリングをもとに、経営に関するアドバイスを行います。訪問1回目はヒアリング、訪問2回目は報告書とともに経営に関するアドバイスの実施となります。創業・販路開拓・人材育成・経営財務等、お客様の今後の発展に向けてぜひご活用ください。

►費用について



本来、お客様が派遣された中小企業診断士に支払う基本的な費用は、4万円（訪問1回につき2万円で2回の訪問を実施）+消費税+交通費となります。

本件では、見附市で創業される皆様の健全なる発展のため、新潟県信用組合が全額補助を行います。ぜひご相談・ご利用ください。

➤KBP 対象要件について

- (1)「見附市起業創業支援事業補助金」をご利用の方。
- (2)上記(1)の条件を満たす方で、当組合の窓口にて(1)に係る創業関連融資の申込みを行い、借入を実行した方。

➤KBP 支援内容と実施時期について

支援内容	上記要件を満たす創業者に対し、 <u>KBP 費用を全額無料</u> とします。
実施時期	当組合からの創業融資を実行し、かつ見附市からの関連補助金の受給を確認後。 ※専門家（診断士）派遣のタイミングはお客様の意向を踏まえ決定いたしますが、原則として <u>融資実行後から3年以内</u> とさせていただきます。

➤その他

- (1) 本KBP支援は年間(4/1～翌年3/31まで)5事業者の利用を上限とします。

➤見附市からの創業支援内容について

- (1) 見附市起業創業支援事業補助金

この補助金の対象となる事業は、以下に掲げる事業です。

①補助事業期間に創業に至る事業

②風俗営業、性風俗営業、公序良俗に反する事業のほか、農林漁業、金融保険、娯楽、医療、学校、土業等以外の事業

③フランチャイズ契約又はこれに類する契約に基づくものではない事業

④地域の風紀を著しく害することがない事業

上記補助対象事業の実施のための初期費用（増改築費、設備・備品費、広告宣伝費、試作費等）が対象で、補助対象経費の2分の1以内とし、以下の額を上限とします。

・一般枠 50万円

・シニア枠 30万円 ※シニア枠：対象55歳以上。シニア枠は一般枠より易しい審査基準とし、対象者は一般枠とシニア枠との選択が可能。

【詳しくは見附市役所：地域経済課商工労働係へお問い合わせください】

〒954-8686

新潟県見附市昭和町2丁目1番1号

見附市役所 地域経済課 商工労働係 (0258)-62-1700(内線231)

受付時間：8:30～17:15／月～金曜日（祝日除く）

詳しくはけんしん窓口・営業担当にお問い合わせください。



取扱店

電話番号

新潟県信用組合

担当

<http://www.niigata-kenshin.co.jp/>

(令和8年1月20日現在)